

# 漏水減免制度ご案内

高石市上下水道課

使用者、所有者又は総代人の善良なる管理にもかかわらず、メーター以降の給水装置等の不可抗力による漏水について、既に修繕したと認めた場合に限り、水道料金の一部を減免することができます。

## ●減免対象

地下漏水（屋内・屋外）・地上漏水・水洗便所タンク内器具・貯水槽ボールタップ・給湯設備、給湯管など

（減免対象外）

- ・使用者が漏水していることを認識しているにもかかわらず修理を怠った場合。  
（給水栓（蛇口・カラン）の不良による漏水など）
- ・工事等による破損事故で漏水した場合。
- ・直接人為的により漏水した場合。
- ・減免後、1年以内に同一箇所から漏水があった場合。

## ●減免対象期間

減免の対象期間は**1検針期間（2ヶ月）**以内とする。

## ●提出書類

- ・「水道料金減免申請書（様式第1号）」・・・水道栓使用者が記入押印してください。
  - ・「修理完了届（様式第2号）」・・・高石市指定給水装置工事事業者が記入押印してください。（※）
  - ・振込口座（金融機関・預金種別・口座番号・口座名義）の確認できる通帳等のコピー
- ※給水装置の修理等について、原則高石市指定給水装置工事事業者以外は認められません。やむを得ない事由でその他の事業者が修理した場合は、下記連絡先までお問合せください。

減免申請書等は、高石市のホームページからもダウンロードできます。（<http://www.city.takaishi.lg.jp/>）

「トップページ」→「各課のご案内」→「土木部」→「上下水道課」→「漏水と料金減免制度」

## ●減免後水量計算方法

減免後水量＝A 平均使用水量＝B 漏水月の使用水量＝C とした場合の計算式

|                              |
|------------------------------|
| 計算式                          |
| $A = C - (C - B) \times 0.5$ |

- ・平均使用水量（B）とは、漏水のあった月の前12ヶ月の平均水量とする。ただし漏水のあった月の前12ヶ月の平均水量によりがたい場合は、前年度同検針期間の平均水量又は漏水のあった月以後の使用実績の平均水量を平均使用水量（B）とする。
- ・計算式により算出された減免後水量（A）に1 m<sup>3</sup>未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

漏水減免の不明な点については、下記までお問い合わせ下さい。

高石市上下水道課

お客様サービスセンター

TEL072-275-6427